五　環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
六　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
七　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
八　地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関に限る。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
九　地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
十　環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
十一　大臣官房の所掌事務（環境保健部並びに秘書課、総務課及び会計課の所掌に属するものを除く。）に関する基本的かつ総合的な政策の総括に関すること。
十二　国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。
十三　独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。
十四　前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（他局並びに環境保健部並びに環境計画課、環境経済課及び環境影響評価課の所掌に属するものを除く。）。
十五　環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（環境計画課の所掌事務）

第十七条　環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　環境基本計画（環境基本法第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関すること。
二　環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。
三　地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関を除く。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
四　国土利用計画のうち全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。
五　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。
六　大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。
七　環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

（環境経済課の所掌事務）

第十八条　環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
三　公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
四　次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。
　イ　環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に関すること。
　ロ　環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。
　ハ　事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。
　ニ　事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。
五　独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
六　前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

第二章第三節第二款の款名を削る。
第十九条から第二十二条までを削り、第二十三条を第十九条とする。
第二十四条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二　環境調査研修所の業務に関すること（第四十八条第二項第二号に掲げる事務に関するものに限る。）。
第二十四条を第二十条とし、第二十五条を第二十一条とし、第二十六条を第二十二条とする。
第二十七条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「三課」の下に「及び参事官一人」を加え、第二章第三節第三款中同条を第二十三条とする。
第二十八条を第二十四条とする。
第二十九条第一号中「総合環境政策局」を「大臣官房」に改め、「国際連携課」の下に「及び参事官」を加え、同条第二号中「及び次条第一号」を「、次条第一号及び第二十七条」に改め、「国際連携課」の下に「及び参事官」を加え、同条を第二十五条とする。
第三十条第一号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第二十六条とし、第二章第三節第三款中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十七条　参事官は、命を受けて、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。
第二章第三節第三款を同節第二款とする。
第二章第三節第四款中第三十一条を第二十八条とする。
第三十二条第二号及び第三号中「大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行う」を「発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属する」に改め、同条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条第十号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同条を第二十九条とする。
第三十三条を第三十条とし、第三十四条を第三十一条とする。
第三十五条第五号中「大臣官房」を「環境再生・資源循環局」に改め、同条第九号中「第六条第十七号」を「第五条第十五号」に改め、同条を第三十二条とする。
第三十六条第五号中「第六条第十七号」を「第五条第十五号」に改め、同条を第三十三条とする。
第二章第三節第四款を同節第三款とする。
第二章第三節第五款中第三十七条を第三十四条とし、第三十八条を第三十五条とする。
第三十九条第一号中「いう。）」の下に「その他自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の基礎となる事項の調査及び分析並びに情報の収集、整理及び提供」を加え、同条を第三十六条とし、第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とする。
第二章第三節第五款を同節第四款とする。
第二章第三節第六款を削る。